

国自技第105号
平成14年6月26日

各地方運輸局長
沖繩総合事務局長 } 殿

自動車交通局長

自動車検査における業務の厳正な執行と警察との連携強化について

今般、関東運輸局で発生した不正な自動車検査について全国調査を行ったところ、全国で194人の検査担当職員が同様な事案に関与していたことが判明し、6月21日に調査結果を公表するとともに、徹底した再発防止対策を講ずることとしたところである。

本件は、日常、威圧的な言動を伴う受検者からの強い要求を受けたものとはいえ、このような不祥事が発生したことは、検査制度に対する国民の信頼を著しく失墜させるものであり、どのような事情であれ、決して許されるものではなく、誠に遺憾である。

今後、二度とこのような事態が起こらないよう、職員一人一人がその職責を自覚するとともに、管理職全員が中心となって対応する等組織を挙げて対応することが必要不可欠である。

については、下記により、警察当局との連携を強化するとともに、再発防止対策を徹底し、業務の厳正な執行を図られたい。

なお、本件については、本省から警察庁に協力要請を行っており、各地方運輸局及び沖繩総合事務局（以下「地方運輸局等」という。）においても、管内の警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策主管課に協力を要請することとされたい。

また、7月1日に設立される自動車検査独立行政法人に対しては、同日付けで別紙により通知することとしているので、申し添える。

記

1. 陸運支局等と警察署との連携強化

自動車検査関係業務等に対する不当な要求等に対して、陸運支局及び自動車検査登録事務所（以下「陸運支局等」という。）が毅然として対応できるようにするため、次により警察署との連携を強化すること。

(1) 不当要求防止責任者の選任

陸運支局等の総務課長、整備課長、前任検査官等を、不当要求防止責任者（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第14条第1項に規定する責任者をいう。以下同じ。）に選任し、当該陸運支局等の所在地を管轄する警察署（以下「所轄警察署」という。）に届け出ること。

(2) 不当要求防止責任者講習の受講

不当要求防止責任者は、都道府県公安委員会が実施する「選任時講習」、「定期講習」(概ね3年に1回実施)及び「臨時講習」を受け、不当要求への対処方法等を習得すること。

(3) 不当要求等への対応

陸運支局等においては、早期に、部門等毎に対応責任者や補助者を指定し、事案が発生したときの通報手順などを定めておき、職員に対して、対応の心構え、対応方法、支局長・事務所長・不当要求防止責任者等への報告手順、警察署への通報手順などを指導すること。

なお、不当な要求に対する職員の対応の心構え、対応方法その他の対応方法、不当な要求を受けた場合の警察署への連絡方法等については、所轄警察署に申し出ることにより、所轄警察署から、当該申出の内容に応じて必要な資料提供、助言、教示等の援助を受けることができる。

平素から、不当要求防止責任者が中心となって所轄警察署と連絡を密にし、どんな些細なことでも対応に苦慮する事案が生じた場合には、速やかに所轄警察署に相談して対応できるよう、事案の発生に備えること。

不当な要求等があった場合は、当該要求を受けた個々の職員任せにすることなく、職場全体の問題としてとらえ、不当要求防止責任者をはじめとして関係部署の対応責任者、補助者等が職場を代表して組織的に対応すること。

また、不当な要求等を受けたときは、その事案の内容を速やかに地方運輸局等の車両課に連絡すること。

(4) 地方運輸局等と警察本部等との連携強化

地方運輸局等においては、陸運支局等が不当な要求に適切に対応できるよう、例えば、管内の警察本部等との不当要求等に関する情報交換の場を設けたり、運輸局等の会議等を活用して、警察本部等の講師を招請し、支局長等を対象とした不当要求への対処方法等の研修を実施するなど、警察本部等との連携を強化して、陸運支局等をバックアップする体制を確立すること。

地方運輸局等は、陸運支局等から不当な要求等を受けた旨の連絡があったときは、必要に応じ、警察本部等と連携して陸運支局等に対処方法等を指導するなど、組織的に対応すること。

2. 再発防止対策

次に掲げる再発防止策について、速やかに実施すること。なお、直ちに実行できない対策については、早期に実行できるよう体制を整備すること。

(1) 管理責任体制の強化

- ・チーム制の導入や管理職による検査コースの巡回の強化を図ること。

(2) 防犯設備及び施設内管理体制の一層の強化

- ・受検者の遵守事項その他注意事項を構内に大きく掲示すること。

- ・防犯カメラの死角を改善するとともに、職員に死角を周知すること。また、防犯カメラのビデオは常時録画しておくこと。

- ・防犯ブザー、IC録音機等を使用しやすいように配慮（例えば、個人毎の携帯についても考慮する等）すること。
- (3) 警備員の増強
- ・状況に応じて適宜配置すること。また、問題発生状況等に応じて柔軟に対応することも考慮すること。
- (4) 緊急事態における的確な対応
- ・マニュアルを確実に実施すること。
 - ・緊急事態においては、トラブル拡大防止の観点から、全検査コースを止めるなど集団で対応すること。
 - ・緊急事態を想定した訓練について、所轄警察署担当官の参加を得るなどにより、実効性のあるものとして実施すること。
- (5) 情報収集体制の強化及び監査機能の強化等
- ・不当な要求を行う受検者に関する情報収集を強化し、事実関係の把握に努めること。また、情報収集結果のうち不当要求については、その内容を整理し、警察署等からその対処方法について指導を受けるなどバックアップ体制の確立に努めること。
 - ・内部監査については、内部の組織はもとより、自動車整備振興会等の部外者から収集した情報を活用するとともに、随時に行うことができる体制とし、早期に問題の解決が図られるようにすること。
 - ・職員から運輸局等に直接に改善を提案できる制度を検討すること。
- (6) 職員間の意思疎通の向上及び研修の強化
- ・職場集会、課内会議の充実等風通しの良い職場とするよう配慮すること。
 - ・研修については、さらにきめ細かに実施するとともに、その内容についても見直しをすること。
- (7) 検査基準の明確化、不正車検を防止する検査方法の検討等
- ・本省において、引き続き検査基準の明確化、検査方法の改善等を行うこととしているので、改善案等について提案すること。
- (8) 軽微な整備不良の取扱いの適正化
- ・電球切れ等の軽微な整備不良の場合であって、検査後の整備が確実に見込まれるものを合格処分とした事例が見られたが、これについては直ちに是正すること。

3. 自動車検査独立行政法人との連携

本年7月1日に設立される自動車検査独立行政法人は、国からの依頼を受けて審査を行うものであるため、検査法人設立後の本件に関する対応については、運輸局、運輸支局等が中心となり、法人の検査部、事務所等との連携を密に行うこと。また、警察との連携にあたっては、運輸支局等と法人の検査部又は事務所との連絡を十分行い、遺漏のないようにすること。

